

長岡市中之島新ごみ処理施設(仮称)の整備に係る
生活環境影響調査結果の縦覧等の手続きに関する
意見書の提出結果

○縦覧期間

平成 29 年 12 月 12 日(火曜日)から平成 30 年 1 月 11 日(木曜日)まで

○縦覧者数

7 人(長岡市 5 人、燕市 2 人)

○提出意見

2 人(長岡市 0 件、燕市 7 件)

今回の縦覧等の手続きを経て提出された意見書の内容については、生活環境を保全する観点から述べられたご意見のほか、その他のご意見として、新施設の建設・運営等に関するご要望等も提出されました。

これらのご意見に対する長岡市の考え方をお知らせします。

1 提出されたご意見と市の考え

	ご意見(要旨)	市の考え
1	<p>大気質に係る影響調査における調査地点は、西野、中条新田（北）、（南）、真野代新田の4か所となっている。</p> <p>しかし、いずれの物質も燕市側が最大濃度地域となっているにもかかわらず、各予測調査（各表）では、分水地区が対象地点となっていない。前記4か所に加え、近接する燕市分水地区も予測地点とすべきであります。</p> <p>分水地区が長岡市域外であるということで対象外とするのであれば論外であり、気象観測公署による気象データ（平均風速、最多風向、最大風速等）の読み取り、活用を的確に行い気象特性を踏まえた調査地点とすべきであります。</p> <p>参考：環境省 焼却施設の生活影響調査手法 2 大気質（1）煙突排ガスによる影響 ア. 調査対象地域（略）設定にあたっては、地域の気象特性のほか、行政区域や地形・土地状況も勘案する。</p> <p>（同意見 他1件）</p>	<p>現況調査は施設が稼働していない状況（バックグラウンド濃度）を把握するための調査です。年間の平均濃度を予測する長期平均濃度予測よりも予測結果がより高濃度となる短期高濃度予測の影響を把握するため、周辺環境を代表する地点の短期高濃度予測の影響が大きくなると想定された施設周辺の住宅地として、施設を囲むように環境大気の調査地点の設定をおこないました。</p> <p>ご指摘いただいた廃棄物処理施設生活環境調査指針（環境省 平成18年9月）P2-2の「2.大気質（1）煙突排ガスによる影響 ア.調査対象地域」では、調査対象地域及び予測範囲の設置について記載しており、本調査においても指針に従い施設規模から調査対象地域及び予測範囲を設定しております。</p> <p>生活環境影響調査の予測結果では、指針に従い設定した事業予定地から半径約4kmの範囲で、排ガスの影響が地上付近で最大となる地点においても、長期・短期濃度予測ともに環境基準等を下回っており、周辺の生活環境に与える影響は十分に低減されているものと考えています。</p>

2 その他のご意見と市の考え

	ご要望等(要旨)	市の考え
1	<p>計画施設は、佐渡弥彦米山国定公園第2種特別地域から200mの位置です。</p> <p>自然公園区域及び規制対象行為について、県ホームページによれば、「区域の境界付近に位置する場所については、必ず環境省又は県に確認ください」とあります。この手続きについてどのようになっていますか。公開して下さい。</p> <p>旧施設については、運用中止後も、煙突がそびえ地域の景観に不釣り合いです。</p>	<p>県に問い合わせ済みであり、計画地は自然公園区域の外に位置することから、手続き等は不要とこのことを確認しています。</p> <p>また、新施設の整備にあたっては、良好な景観の形成のために長岡市景観条例に基づく景観アドバイザーの助言をいただき、周辺景観との調和に配慮する計画としています。</p> <p>なお、旧施設については、新施設の整備に先立ち解体する予定です。</p>
2	<p>新ごみ処理施設へ運搬するごみ収集車は、一般県道見附分水線への乗り入れは不可。</p> <p>「寺泊地区」の魚類等は与板橋経由とすること。旧施設では悪臭に悩まされた。</p>	<p>市では、平成25年4月から生ごみの分別収集を実施しており、一般家庭等から生ごみとして出された物は、全て寿にある「生ごみバイオガス発電センター」で処理を行っていますので、新施設にこれらの生ごみは搬入されません。</p> <p>新施設の稼働後に一般県道見附分水線を通るごみ収集車の増加分は、1日最大で往復14台（増加率0.3～0.6%）とわずかであり、現況の交通量とほとんど変わらないものと考えています。</p> <p>また、旧施設が稼働していた当時と比べ、ごみ収集車からの悪臭対策も向上しており、特別な運搬ルートへの指定は考えていません。</p> <p>今後とも市の一般廃棄物収集運搬事業者（委託・許可）に対して、交通ルールの遵守・徹底とともに、適切な分別と運搬体制を指導してまいります。</p> <p>なお、寺泊地区の水産物の食品加工業から排出される魚介類のごみは産業廃棄物に該当するため、法令等に従い事業者が自らの責任において適正に処理しているものと考えています。</p>

	ご要望等(要旨)	市の考え
3	<p>排煙は、当然風向きにより最終風向地区に飛散する。大川津地区を始め、この先には分水地区の浄水場があります。更に、その先には今後新たに燕市全体の浄水場が計画（承認）されています。影響を詳細に教えて欲しい。</p>	<p>排ガスによる影響については、本調査の結果から環境基準等を下回る数値を示しており、周辺的生活環境に与える影響も十分に低減されていることから、燕市の浄水場への影響はないものと考えています。</p> <p>なお、対岸に位置する寺泊浄水場において、旧施設が稼働していた際も水質に問題は見られませんでした。</p>
4	<p>排煙は、言うまでもなく行政地区で留まるわけではないので、生活者（住民）の「安心・安全」を確保の為、測定装置（モニタリングポスト等）の設置を大川津地区に願いたいこと。これは強く要望したところである。</p> <p>なぜならば、説明時における、大気排煙分布図によれば信条地区より分水地区への影響幅が「大」である。</p>	<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 8 条の 3 では、定期的に排ガスを測定しホームページ等で結果を公表することが定められています。</p> <p>新施設の稼働に際しては、施設の運転管理を徹底し、排出基準値を遵守するとともに、定期的な測定結果の公表により周辺住民の皆様の安全安心の確保に努めてまいります。</p> <p>なお、本調査の予測結果では、排ガスの影響が地上付近で最大となる最大着地濃度地点においても、長期・短期濃度予測ともに環境基準等を下回っており、周辺的生活環境に与える影響は十分に低減されているものと考えておりますので、大川津地区でのモニタリングポストの設置は計画していません。</p>
5	<p>鳥越地区では、施設の運用などに関して地元住民の参加のもと定期的な協議懇談が行われているが、新施設にあっても同様の場を設け、分水地区も地元住民とすべきであります。</p> <p>このことに関して、先に、長岡市の施設であり燕市の施設ではないことから、分水地区住民の参加を拒否するとのことであつたがなぜですか。</p>	<p>今後とも燕市を通じて、分水地区をはじめ燕市民の皆様からのご意見を承っていただけるよう、燕市との連携を密にして対応してまいります。</p>